

通所交通費助成について（ご案内）

障害者（児）が障害者施設等に通所する際にかかった交通費の一部を助成します。

※生活保護受給者は、助成対象外となります。（交通費は生活支援課へご申請ください）

1. 対象施設

- ① 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業所
- ② 地域活動支援センター（障害者総合支援法第5条第27項）
- ③ その他市長が認める施設及び作業所並びに事業所

※体験利用または職業訓練校の訓練で通所する場合およびデイケア施設への通所は対象外です。

児童福祉法に規定する児童発達支援を行う事業所（児童発達支援センター等）への通所に関しては、療育支援課（市役所3階 047-436-2342）が窓口となっております。

2. 対象交通機関

公共交通機関：電車、バス

自家用自動車：自宅から通所（送迎）先までの距離が片道2km以上の場合

施設の送迎車：自己負担がある場合のみ

3. 登録方法

はじめに通所届を船橋市役所障害福祉課に提出してください。

※ 通所経路、住所、通所施設、通所方法などの変更があった場合は、その都度通所届を提出してください。

※ 届出がありませんと、申請時期（年2回）にご案内ができませんので、届出いただきますようお願いいたします。

4. 申請および助成の時期

申請及び助成は半年に一度、年に2回行います。

	対象月	申請時期	助成時期	備考
上期	4月分～9月分	9月	11月末	前年度下期分も申請可能
下期	10月分～3月分	3月	5月末	上期分も申請可能

登録された（通所届をご提出された）方には、申請時期になりましたら申請書類一式を送付いたしますので、ご記入のうえ指定された締切日までにご申請ください。

申請できるのは対象となる期及びその前の期の分です。締切日を過ぎてしまった場合は、次の申請時期にご申請ください。次の期の締切日を過ぎた場合は、助成できませんのでご注意ください。

裏面もお読みください

5. 助成額

○交通機関利用の場合

1 か月分の運賃の2分の1に相当する額（10円未満は切捨て）が助成額です。往復の運賃×通所日数の2分の1が助成額となります。ただし、定期代と比較して、定期代のほうが安価となる場合は定期代で助成します。

また、通所施設から交通費の支給がある場合は、その支給額を控除した額の2分の1が助成額です。

※いずれの場合も1か月あたりの上限額は5,000円です。

※障害者割引が適用される場合、適用後の運賃となります。

○自家用自動車使用の場合

単価（下記表参照）×通所日数が助成額となります。（通所距離とは自宅から送迎先までの距離です。）1か月あたりの上限額は5,000円です。

通所距離（片道）	1日当たりの単価
2 km以上 3 km以下	140円
3 km超 6 km以下	160円
6 km超 10 km以下	170円
10 km超 15 km以下	220円
15 km超 20 km以下	310円
20 km超 25 km以下	390円
25 km超 30 km以下	470円
30 km超 35 km以下	550円
35 km超 40 km以下	640円
40 km超 45 km以下	720円
45 km超 50 km以下	800円

※ 50 kmを超える場合については、障害福祉課までお問い合わせください。

6. 介護者への助成

障害者（児）が単独で通所することが困難な場合、付き添いをする介護者の方についても助成の対象となります。ただし、公共交通機関を利用の場合は、申請の際に定期券の写しの添付が必ず必要です。

定期券の写しがない場合は助成できませんのでご注意ください。

【提出・お問い合わせ先】

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25

船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課給付事業係

TEL 047-436-2345 FAX 047-433-5566